## 第1号被保険者の介護保険料

65歳以上の方の保険料は、本市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を基に決まります。

## 基準額の決まり方

甲賀市で必要な 介護サービスの総費用 65歳以上の方の 負担分23% 甲賀市に住む 65歳以上の方の人数

甲賀市の令和6年度(2024年度)~令和8年度(2026年度)介護保険料 基準額**71,280円**(年額)

▼「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるよう次の14段階の保険料に分かれます。

| 段階    | 区分   | 保険料率              | 月額(円)  | 年額(円)   |
|-------|--|-------------------|--------|---------|
| 第丨段階  | ・生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税<br>・世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 | (×0.45)<br>×0.28  | 1,663  | 19,956  |
| 第2段階  | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下                               | (×0.58)<br>×0.38  | 2,257  | 27,084  |
| 第3段階  | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超                                     | (×0.69)<br>×0.685 | 4,068  | 48,816  |
| 第4段階  | 世帯の誰かに市民税が課税され、本人が市民税非課税で、本人の合計所<br>得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下                    | ×0.87             | 5,167  | 62,004  |
| 第5段階  | 世帯の誰かに市民税が課税され、本人が市民税非課税で、本人の合計所<br>得金額と課税年金収入額の合計が80万円超                     | 【基準額】             | 5,940  | 71,280  |
| 第6段階  | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満  | ×1.13             | 6,712  | 80,544  |
| 第7段階  | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上210万円未満   | ×1.25             | 7,425  | 89,100  |
| 第8段階  | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満   | ×1.50             | 8,910  | 106,920 |
| 第9段階  | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満   | ×1.75             | 10,395 | 124,740 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満   | ×2.0              | 11,880 | 142,560 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上620万円未満   | ×2.25             | 13,365 | 160,380 |
| 第12段階 | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満   | ×2.3              | 13,662 | 163,944 |
| 第13段階 | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満   | ×2.4              | 14,256 | 171,072 |
| 第14段階 | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上  | ×2.6              | 15,444 | 185,328 |